

(2021年5月17日<下線箇所追記>)

2021年4月28日

ソニー生命保険株式会社

2021年4月23日発令の緊急事態宣言を受けた保険料払込猶予期間延長等の特別取扱について
(5月17日追加対応)

今般、一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたことを受け、当社では、当該地域のお客さまに対して、以下の新型コロナウイルス感染症に係る特別取扱を実施することとしましたので、お知らせいたします。

※対象地域について

緊急事態宣言対象地域は、東京都・大阪府・兵庫県・京都府・愛知県・福岡県・北海道・岡山県・広島県となります。

今後、対象地域が拡大した場合は、同地域も本特別取扱の実施対象となります。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長

当該感染症の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、保険契約者からのお申し出により、保険料のお払い込み猶予期間を、2021年10月31日まで延長いたします。

なお、保険契約者からのお申し出の受付は、2021年7月31日までとなります。

2. 保険契約の失効に関する特別措置

契約者貸付や保険料の自動振替貸付による元利金が解約返戻金を超える場合に発生するオーバーローン失効につきまして、保険契約者からのお申し出により、2021年10月31日まで猶予いたします。

なお、保険契約者からのお申し出の受付は、2021年7月31日までとなります。

(注1) 2020年12月31日をもって受付を終了した保険料払込猶予に関する特別取扱を適用中のお客さまは対象外となります。

(注2) 2021年3月31日をもって受付を終了した保険料払込猶予に関する特別取扱を適用中のお客さまで、通信先住所が2021年4月の緊急事態宣言の対象地域である場合は、自動的に猶予期間が2021年10月31日まで延長されます。

全国の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまのご契約に対する特別取扱については、これまでどおり継続してまいります。詳細は当社ホームページをご確認ください。

当社ホームページ：新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまに対する特別取扱について

<https://www.sonylife.co.jp/info/popup/2019-ncov.html>

詳しくは、弊社担当者または以下カスタマーセンターへお問い合わせください。

【お客さまからのお問い合わせ先】

ソニー生命保険株式会社 カスタマーセンター

フリーダイヤル：0120-158-821

受付時間：9:00～17:30（日曜日、ゴールデンウィーク、年末年始を除く）

以上